

○盛谷政策評価広報課長

おはようございます。内閣府で政策評価広報課長をしております、盛谷でございます。

本日は、委員の皆さん、週明けの朝早くから、ありがとうございます。

定刻になりましたので、これから始めさせていただきたいと思っております。

それでは、ただいまから、第51回となります「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

開催方式でございますけれども、これまでと同様に、オンラインシステムを併用しての開催となっております。システムの不具合がございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

また、本懇談会ですけれども、開催規程に基づきまして、公開により、進めさせていただきます。

それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。

議事の進行につきましては、白石座長、よろしくお願いいたします。

○白石座長

それでは、皆様、よろしくお願いいたします。

本日は、全部で5つの政策がございます。まず、1、障害者施策、2、青年国際交流、3、遺棄化学兵器廃棄処理、4、重要土地等調査、最後に、5、匿名・仮名加工医療情報の5施策について、各部局から御説明いただき、それを踏まえて自由闊達に御議論いただければと思います。

1つの政策につきまして、説明は8分、質疑応答12分、合計20分をお願いしたいと思います。

まず、最初に、障害者担当より、御説明をお願いいたします。

○小林参事官

障害者施策担当参事官をしております、小林と申します。本日は、よろしくお願いいたします申し上げます。

障害者施策における令和5年度の政策評価につきまして、お手元に配付されていると思いますが、ロジックモデルと政策評価書に沿って、御説明したいと思います。

まず、施策の概要ですが、政策評価の上のほうにございますけれども、障害者施策担当におきましては、昨年3月に策定された第5次障害者基本計画や障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づく各種事業に取り組んでおりまして、それをもって、障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会を実現することを目指しており

ます。

政策評価の体系につきまして、ロジックモデルを御覧いただきたいと思います。左側、事業の概要（アクティビティ）としまして、4つの項目を設けております。この4つの項目につきましては、障害者基本計画におきまして内閣府を中心に行うこととされている4つの項目を挙げております。測定指標につきましては、同じく、障害者基本計画の成果目標などを採用しておるところでございます。

次に、測定指標の詳細について、政策評価書を御覧いただきたいと思います。

まず、測定指標1について、障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合を令和9年度までに100%にするという指標を設定しております。障害者基本計画の目標に沿った形になっております。障害者差別解消法に基づきまして、地方公共団体は、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関しまして、これが対応要領なのですが、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるように努めることとされておりまして、その策定状況をはかるために、今申し上げた対応要領の策定割合を設定しているところでございます。実績値を申し上げますと、令和5年度につきましては、76.6%でありまして、基準値であります令和4年度の数値、73.4%よりも向上しておりまして、この間の取組の効果が表れている部分かとは思っております。

次に、測定指標2になりますけれども、障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合を令和9年度までに80%以上とするという目標を設定しております。この地域協議会につきましては、障害者差別解消法に基づきまして、地域の関係機関による障害者差別解消のための取組を効果的かつ円滑に行うため、組織することができるとされておりまして、こちらも、測定指標1と同様に、その設置状況をはかるために、第5次障害者基本計画の目標値と同じ測定指標を設定しております。実績を申し上げますと、令和5年度につきましては、60.7%になっておりまして、こちらも基準値であります令和4年度の57.0%よりも向上しております。併せまして、参考指標として3つの指標を掲げておりますけれども、こちらも計画どおりに実績を上げている状況にありまして、こちらも取組が一定程度進んできているものと認識しております。

最後に、測定指標3になりますけれども、合理的配慮が行われなかったら障害を理由とする差別に当たる場合があると思う人の割合を令和9年度までに65%とするという指標を設定しております。こちらの指標につきましては、5年に1度行われる障害者に関する世論調査の指標でございます。令和5年度については、未実施であるため、実績値は現段階ではございません。参考指標4に掲げております、障害者差別解消法について聞いたことがある人の割合につきましては、毎年、インターネットによる意識調査を行っておりまして、この数値につきましては、令和5年度の実績値が32.0%になっております。この項目は、基準値を令和5年度の数値としているため、政策評価書には記載がございませんけれども、参考までに、令和4年度調査の実績値を申し上げますと、20.6%で、令和5年度が32%ですので、参考指標になりますけれども、こちらも増加している状況になってお

ります。参考指標5に掲げております障害者差別解消に関する事例データベースに登録している相談事例の件数についても、着実に実績を上げておまして、こちらも一定程度の取組が進んでいるものと認識しております。

最後に、次期目標等の反映の方向性について、御説明したいと思います。これについては、引き続き、令和6年度も、第5次障害者基本計画等に基づく各事業に取り組んで、測定指標の達成を目指しつつ、共生社会の実現に向けて、引き続き取組を推進してまいりたいと考えております。

以上になります。

○白石座長

御説明をありがとうございました。

それでは、以上の説明について、御質問、御意見等がありましたら、御発言をお願いしたいと思います。いつもどおり、挙手ボタンを押していただきまして、その順番で御発言をお願いしたいと思います。

まず、佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

佐藤でございます。御説明をありがとうございました。

1点、質問させていただきたいと思います。測定指標1と2の達成状況につきまして、いずれも「△」がつけられております。令和4年度と令和5年度の2か年度のデータしか分からないのですが、いずれも令和4年度との対比でいくと3.2ポイントないし3.7ポイントの上昇ということなのですが、このペースで数値が上昇していったとしても、令和9年度の目標値の達成は困難だと予測されるわけです。そういう意味で、恐らく「△」をおつけになっているのだらうと思います。そこで、質問としては、要因分析ですよ。その上昇率のペースが鈍いという分析をどのようにされているのか、要因を何だとお考えになっていて、その改善策といった辺りはどのようにお考えなのかということが質問でございます。

よろしくお願いいたします。

○白石座長

事務局、お願いします。

○小林参事官

御質問をありがとうございます。

御指摘のとおり、今のペースで上がっていくということだと、目標値達成は難しいというところはあり、ただ、今後の上昇について、同じように上がっていくかという部分もあ

と思うのですが、いずれにしても、御質問に対する答えになりますけれども、対応要領や地域協議会は、自治体で、まだ策定していない、未設置のところ、その理由を聞いておまして、その理由として出てくるものは、人員不足やノウハウ不足が出てまいります。こういった状況に対応しまして、これまでも、例えば、対応要領については、実際に内閣府も障害者差別解消法を踏まえて対応要領を改正していますので、内閣府の例を自治体に周知するとか、地方公共団体向けに研修を実施しておまして、その中でいろいろな事例やノウハウを自治体に伝えていくということをしておるのですが、確かに、先生のおっしゃるとおり、これで十分なのかという部分もございますので、来年度に向けて、新たな取組をしたいなど、例えば、うまくやっている自治体の好事例とかをもう少しきちんと集めて自治体に知らせていくとか、そういった部分も含めて、取組の充実を図っていきたいと考えております。

以上になります。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございました。ぜひそのようにしていただきたいと思います。

○白石座長

続いて、伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員

御説明をありがとうございました。

今のやり取りでほとんどお答えいただいている部分があるのですがけれども、以前、私も指摘をさせていただいたように、あくまで努力義務ですので、自治体に強制することはできないということがあると思います。地方分権改革の文脈の中では、自治体に義務づけることがかなり難しいといえますか、なかなか強制することができないということは当然のことですので、そうした制約がある中で、この目標、この測定指標を掲げていくことの難しさが恐らくあるのかなと思っております。もちろん測定指標を達成することは非常に重要なのですが、結果として障害者差別の政策が自治体においてもきちんと位置づけられていることが必要だと思いますので、ぜひその部分を重視したような形で施策の運用を行っていただきたいと思っております。地方分権改革と障害者施策の調和といえますか、両立を積極的に進めていただければと思います。

少し抽象的ですがけれども、意見です。

○白石座長

それでは、御意見を承ったということで、事務局、よろしくお願いいたします。

それでは、荒見委員、お願いいたします。

○荒見委員

御説明をありがとうございました。

質問なのですが、単純に、中目標2の参考指標2、相談窓口開設期間を5か月とは一体何なのかと思ひまして、率直なところ、測定指標2だと実際にネットワークが形成されているかみたいなどころまでははかりづらいのではないかと思ひました。その手前の参考指標は、なおさら、マニュアルの整備や相談窓口の開設期間みたいなどころだけで、この実施が担保できるのかどうか、よく分からなかったので、その辺も含めて、お伺いできればと思ひます。

○白石座長

事務局、お願いします。

○小林参事官

御質問をありがとうございます。

ここの部分は、最終的には、地域でのネットワークという形で書いておりますけれども、平たく申し上げますと、国・地方できちんと連携を取りながら障害者差別解消に向けての取組・相談体制を整備していくということに尽きると思っております。そういう意味で、アウトプットが参考指標に書かれています。2つの御指摘がございましたけれども、1つ、相談マニュアルの整備は、昨年度、国・地方公共団体における障害者差別解消に関する相談対応についてのマニュアルを作成して、それを各自治体あるいは中央省庁で配りしている。それをもって、おのおの相談の受付主体がきちんと差別に関する相談を受け付けて対応できるようにしていきたいという部分と、もう一個もネットワークという部分に関わってくるかと思うのですが、もう一点、御質問があった、相談窓口の期間とは何かということなのですが、内閣府で、昨年10月から、「つなぐ窓口」という障害者差別に関する相談窓口を設けております。こちらは何かと申しますと、障害者の方は、いろいろと障害者差別に関する御相談はあるけれども、どこに聞いたらよいか分からないといったことも多々あろうというところで、我々はよく迷子対策と申し上げているのですが、そういった方々がここに電話をすれば、適切な回答あるいは適切なところにつなげてくれると、内閣府で各府省庁や自治体に御相談をつなげていく役割を持つ窓口をつくっております。この「つなぐ窓口」を適切に実施することによって、ある意味、国全体としての相談体制の整備、連携、ネットワーク化を図れるかなと思っております。

以上になります。

○荒見委員

すみません。開設期間が5か月半というのは、10月からスタートしたから、今年度は5か月という理解でいいのですか。来年度以降は12か月というか、その開設期間を設定して

いることがよく分からなくて、「つなぐ窓口」なのであればそれこそ常時開いていないと意味がないと思うのですけれども、この期間で切っているということはどういうことなのかなど。

○小林参事官

分かりました。すみません。確かに、開設期間はやや違和感があるという御指摘は分かる部分もございまして、申し上げますと、この「つなぐ窓口」なのですが、現在、昨年度と今年度の2か年の試行事業として実施している状況にありまして、来年度以降は今後検討していくという中にございます。そういった中で、試行事業ですので、これをきちんとやれているかという一つの指標として期間を設定していると考えております。

○荒見委員

試行事業なのですね。ありがとうございました。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。

それでは、本日御欠席の佐藤主光委員からもコメントを預かっておりますということで、事務局から、御紹介をお願いいたします。

○入野課長補佐

政策評価広報課の入野です。

本日御欠席の佐藤主光委員からコメントをいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

2点ございます。

1点目、施策目標（中目標）に、服務規律の策定や協議会の設置を設定していますが、その運用・遵守についても定期的な実態の把握が必要ではないでしょうかということでございます。

2点目、測定指標3、障害を理由とする差別の解消に関する国民意識の向上ですが、65%という目標は、64.7%というもともとの基準値に近く、目標としては低過ぎるのではないのでしょうかということです。

以上2点、コメントをいただいております。

○白石座長

ありがとうございます。

それでは、障害者担当、御返答をよろしく申し上げます。

○小林参事官

1点目、服務規律の整備だけではなくて遵守の状況とかの把握ということで、御指摘をいただきました。この点は、御指摘については十分理解できるところでありますけれども、反面、これを調査していくとなると、例えば、自治体に「貴自治体における職員の遵守状況はどうですか」とお尋ねするとして、「遵守されていません」とお答えされる自治体が出てくるのかなという部分もございまして、その測定指標を設けていく、あるいは、どのように調査していくかというところで、やや難しい面があるのかなと思います。いずれにしても、御指摘については、今後、参考にさせていただきたいと思います。

もう一点、測定指標3、65%という目標が低いのではないかとということなのですが、この部分は、基準年度の令和4年度が64.7%で、この数字を少しでも上げていきたいという意味を込めて65%としています。当然この部分を目標よりもさらに上げていきたいと思っておりますので、そういう認識を持って取組を進めてまいりたいと考えております。以上になります。

○白石座長

御説明をありがとうございました。

前者の定期的な実態把握ですけれども、定期的な把握を低いコストでできるといいなと思いました。

横田先生、お願いします。

○横田委員

御説明をありがとうございました。

コメントのみなのですが、先ほど荒見委員が御質問された試行中の窓口の件です。今、全体的に準備を整えて、これから本格稼働ということだと思います。行政事業レビューシートなどで、実際に窓口がどのように機能しているのかとか、もし見えているようであれば、ぜひ御共有を併せていただけたらいいと思いますし、令和9年までの評価期間ということなので、期間中にもフェーズが変わっていくということだと考えておりますので、タイミングに合わせた評価のバージョンアップをぜひしていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

○白石座長

それでは、障害者担当からのヒアリングは、以上で終了といたします。

御説明をありがとうございました。

続きまして、今度は、国際担当から、御説明をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

## ○藤森参事官

よろしくお願ひ申し上げます。青年国際交流担当でございます。

私どもの事業、青年国際交流の推進につきましては、お手元の資料1、3ページから、政策評価書がございます。これに沿いまして、私、担当参事官の藤森と参事官補佐の伊藤から、御説明させていただければと思います。

まず、我々の事業の施策の概要でございますけれども、この事業は、日本青年の海外への派遣、外国青年の日本招聘、また、船による多国間の交流事業などを通じまして、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的な視野を広めて国際協調の精神を養い、次世代を担う国際性とリーダーシップを備えた青年を育成するという目的で行っているところでございます。具体的には、現在、計5事業を実施しておりまして、航空機を使って派遣や招聘をする事業としまして、国際社会青年育成交流事業と日本・中国青年親善交流事業、日本・韓国青年親善交流事業の3事業、船を用いた多国間の交流事業といたしまして、「東南アジア青年の船」事業と「世界青年の船」事業の2事業を行っているところでございます。今回の政策評価書の対象でございます令和5年度につきましては、施策の概要欄の下の方に具体的な取組として書いておりますけれども、日本・中国青年親善交流事業についてのみオンラインでの実施となりましたが、他の事業につきましては、新型コロナの影響で一時対面交流の停止等があったのですが、国際社会青年育成交流事業や日本・韓国青年親善交流事業につきましては、4年ぶりに対面での交流をいたしましたし、また、船の事業につきましても、「東南アジア青年の船」事業につきましても、航空機を使った対面の交流、「世界青年の船」事業につきましても、船を用いての交流を4年ぶりに再開したところでございます。

こういった形で5事業とも交流を行ってきたところなのではございますけれども、この測定指標の設定の経緯に関しましては、資料2にございます事前分析表の作成時においては、我々も、参加青年のアンケート調査の結果を測定指標とすることも検討いたしました。しかしながら、定量的に測定する方法を内閣府内でいろいろと相談をする中で、事業そのものの効果を定量的に測定する方法を模索すべきだという考え方をもちまして、参加青年に、成果を結びつける力に関するその行動傾向や性格特性を測定する検査を事業の参加前後で受験してもらうようにいたしまして、その中での数値の変化を実際に見てみようと思ったところでございます。他方で、具体的にどういう指標を設定したらいいのかということは、我々も初めてで分からないところでございまして、その意味で、目標値につきましては、少し小さいフォントになっておりますけれども、資料の3ページにございますとおり、定性的な形で、参加青年について、参加前や本事業に参加していない一般層との比較において、特定の行動傾向に優位性が生じることと定めることにいたしました。また、前回の有識者会議での御指摘も踏まえまして、参考指標として、事業に参加した外国参加青年の数や日本参加青年の数を参考指標1～4として掲げているところでございます。実際に令和5年度の測定結果がどういったものだったかという部分に関しましては、参事官補佐の伊藤よ



り、御説明させていただきます。

○伊藤参事官補佐

参事官補佐の伊藤です。よろしくお願いいたします。

令和5年度の当室の5事業に参加した日本青年は、合計で182名おるのですが、その者について出た結果について、御説明差し上げます。

まず、成果に結びつける力に関する行動傾向について、周囲との競争的な場面でチャレンジングな行動を取る傾向において、事業参加青年のその参加前後で有意な数値の上昇を確認することができました。100ポイントを上限、全国平均を50として整理した値なのですが、55.2が参加前の値だったところ、59.5と約4ポイント、数値が上昇しております。こちらからすると、言語的な困難や各国の優秀な層と一緒に事業に参加するという普段と異なる環境の中で、しっかりと周囲との競争的な場面で従来よりもチャレンジングな行動を取ることができるようになったのではないかと推察しているところです。

性格特性については、行動傾向とはまた少し違う話ではあるのですが、外向性、開放性、協調性、つまり、興味関心が外に向く、他者との協調性が増す、新しいものに関して寛容的、創造性が向上するという傾向について、参加前後で有意に変化が認められる結果となりました。外向性については、10ポイントを上限、全国平均を5.5で整理した値なのですが、5.6から6.5と約1ポイント、開放性については、6.6から7.0と0.4ポイント、協調性については、5.5から5.9と0.4ポイント、それぞれ有意に上昇しているところです。

一般層との比較については、直接的にこの事業の成果を客観的に測定できるものと言い切ることは難しいとは思っておりますが、成果に結びつける力に係る行動傾向の総合的な値について比較をしましたところ、一般層が100ポイントの平均値の50であったことに比べて、事業後の事業参加者は61.5ポイントであり、非常に高い傾向を認めることができたということです。

これらを総合的に見ておきますと、特に成果に結びつける力に関する傾向で上昇が見られた値に関していえば、参加前後で参加後の青年たちの方が優位な状況を確認できたと説明できるかなと、我々としては、考えているところです。

○藤森参事官

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○白石座長

ありがとうございました。

それでは、御質問や御意見の御発言をお願いしたいと思います。

それでは、佐藤徹委員、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

佐藤です。

御説明をありがとうございました。

測定指標1の効果測定に関して、1点、質問させていただきたいと思います。この事業の参加者は、無作為抽出や割当てではなくて、募集をして、そこに応じて参加するということよろしいですよね。そうすると、何らかのバイアスがかかっている可能性があるのですけれども、つまり、一般層との比較で、おっしゃっておられましたけれども、この事業の実施前の段階での、一般層と実際に事業に参加した人との間の、何らかの特性上の違い、行動傾向や性格特性の違いは、調査されていらっしゃるのかどうか。参加した人が一般層よりもチャレンジ精神が高いとか、そういう可能性がありますので、もし調べていらっしゃるのでしたら教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○白石座長

事務局、お願いします。

○伊藤参事官補佐

御質問をありがとうございます。

御指摘の点はおっしゃるとおりだと思っております、つまり、この事業に参加している人たちといわゆる一般層と言われる人たちとの純粋な比較は困難ではないかと、我々としても考えております。この一般層については、この測定をする事業者とも相談をしたのですけれども、匿名性の高いデータとして集積されているので、そこから何かを抽出することは難しいと聞いております。おっしゃるような懸念はそのとおりだと思っております、我々としても、ここは事業の評価という意味ではあくまで参考的な指標であると考えておりますので、参加前後での変化に特に注目をして評価をさせていただいているところです。

○佐藤（徹）委員

ということは、事業実施前段階で一般層と事業参加者との行動傾向や性格特性についての差異は分析されていらっしゃるということですか。

○伊藤参事官補佐

そうです。もともとそういうものだとして、差異が生じ得るものだという前提の下で、測定をしているということでございます。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

○白石座長

続けて、御質問はいかがでしょうか。

佐藤主光委員から、この件に関しても、コメントをいただいております。

事務局、お願いいたします。

○入野課長補佐

それでは、佐藤主光委員からのコメントを読み上げさせていただきます。

今の佐藤徹委員からの御発言にも関わるところかと思えますけれども、1点です。

効果の検証に当たって、比較対象に一般層を置くのは妥当ではないと思います。元々、国際的な交流イベントに参加する意欲のある層とそうでない一般層とでは、特性が異なります。交流イベントに申し込んだが参加できなかった層などとの比較のほうが良いと考えます。

以上です。

○白石座長

ありがとうございました。

事務局、一般層のサンプルのところ、例えば学歴層のコントロールができるといいかと思いました。

参加者については、前後比較で差があったことは明らかになったということがこの調査から判明した点はすばらしいと思います。

そういうことで、ほかに、先生方、よろしいでしょうか。

荒見先生、お願いします。

○荒見委員

すみません。ロジックモデルに関することなので、もしかしたら今の時点で言ってもあれかもしれないのですが、私も、この前後でその効果をはかろうとして、性格特性を使ってやったものはあまり見ないので、とても面白いと思いました。他方、このロジックモデルを改めて見たときに、施策目標のインパクトというところで、リーダーシップを発揮できる青年の輩出というところがあると思うのです。この施策全体のインパクトという意味では、このアウトカムみたいなものがいかに長期的に持続していくかが結構重要なのではないかと思ったのです。今、いいデザインは思い浮かばないのですが、プログラムの参加前後だけではなく、長期的なものを見られる測定指標もできればあったほうがいいのではないかと少し思ったのです。もし検討できそうだったら御検討いただければと思いました。

○白石座長

以上につきまして、事務局、御検討をお願いできますか。

○伊藤参事官補佐

ありがとうございます。

その点については、検討させていただきたいと思います。

○白石座長

とても重要な点だと思しますので、よろしくお願いします。

ほかにないようでしたら、以上で国際担当を終了としたいと思います。

御説明をどうもありがとうございました。

続きまして、遺棄化学兵器処理担当室から、御説明をお願いしたいと思います。

○山崎参事官

内閣府大臣官房遺棄化学兵器処理担当室の山崎と申します。よろしくお願いたします。

遺棄化学兵器の廃棄処理について、御説明いたします。

内閣府におきましては、化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に関する業務を行っております。説明の都合上、遺棄化学兵器を「ACW」と略称させていただきます。このACWにつきましては、平成27年の閣議決定におきまして、「可能な限り早期に中国における日本の遺棄化学兵器の廃棄を完了させる」ことを政府の基本的な方針としていることから、これを最終目標と位置づけております。この目標について、具体的に道筋をつけるということで、令和4年10月に化学兵器禁止機関執行理事会で承認されました、「中華人民共和国において日本が遺棄した化学兵器の2022年より後の廃棄計画」を踏まえまして、事業を推進しているところでございます。この廃棄計画の達成状況を、主要な指標として、測定指標1といたしております。また、廃棄計画の中に掲げられております主要事業の3つ、つまり、ハルバ嶺におけるACWの廃棄、移動式処理設備によるACWの廃棄処理、中国各地のACWの発掘・回収の3つを、それぞれ、測定指標2～4といたしております。

それでは、具体的な令和5年度における成果でございます。

まず、測定指標2、ハルバ嶺におけるACWの廃棄数でございますけれども、令和5年度開始時点の目標値が5万1112発でございました。これに対して、実績が4万4405発であったため、判定基準というものがございまして、これにのっとりまして、「△」といたしております。未達成の要因は、ACWの廃棄処理設備で使用する補助爆薬の起爆装置のようなものである雷管の仕様変更に伴い、処理の開始が遅れたこと等によるものでございますけれども、こういった不具合につきましては、昨年度中に措置を行っておりまして、本年度以降の廃棄処理に影響はございません。また、昨年度の廃棄処理実績の2万発強につきましては、令和4年度までのハルバ嶺における廃棄処理の累計数2万3800発に匹敵する、これ

までで最大の処理数でございまして、このまま廃棄処理を継続していけば、令和9年中の廃棄完了は可能であると考えているところでございます。

次に、測定指標3、移動式処理設備によるACWの廃棄数は、目標どおりに昨年度の廃棄処理を行っております、このまま廃棄処理を継続していけば、令和9年中の廃棄完了は可能であると考えております。

測定指標4、牡丹江等のうちACWの発掘・回収が完了した箇所数でございますけれども、そもそも令和5年度中での各箇所の事業完了を予定していないことから、達成状況は「－」という形としております。令和5年度は、牡丹江、伊春におきまして、発掘・回収を実施いたしました。令和7年度の事業完了に向けて、引き続き最善の努力を払ってまいりたいと考えております。

以上の個別の事業の状況を踏まえまして、測定指標1の廃棄計画の達成状況でございますけれども、おおむね目標は達成しており、廃棄計画で目標とされた、ハルバ嶺に埋設等されている、また、2022年末までに化学兵器禁止機関に申告されたACWの令和9年度中の廃棄完了に向けて、着実に事業が進行していると考えてございまして、達成状況を「○」といたしました。いずれにいたしましても、引き続き、廃棄計画を踏まえまして、まずは安全第一ということで、事業を進めてまいりたいと思っております。

私からの説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

○白石座長

御説明をありがとうございました。

それでは、また御発言をよろしく願いしたいと思います。

すみません。私から、今さらながらですが、測定指標1と2の関係性をもう一度教えていただきたいと思われました。

○山寄参事官

測定指標2は、吉林省敦化市というところがございまして、車で1時間ほど行ったところにハルバ嶺という場所がございます。ここに、過去に、中国側が、その辺りに旧日本軍が遺棄した砲弾等を集めまして、2つの大きな穴を掘って、そこに砲弾を埋めたというところでございます。そのハルバ嶺の2つの穴から発掘・回収をし、かつ、そこに大きな処理設備を造って、そこで廃棄処理を行っている。こういう場所でございます。そこにおける廃棄処理の見込みが、測定指標2でございます。

○白石座長

測定指標1は、全体というイメージがある指標ですね。

○山寄参事官

それから、測定指標3は、ハルバ嶺以外の、中国各地、いろいろなところからACWが出てきて、移動ができるような処理設備を使って各地に展開をしていって処理をするという事業でございます。こういった事業を幾つか展開しているわけですが、これら事業全体を踏まえて、測定指標1は廃棄計画の達成状況でございますので、最初におっしゃっていただきましたとおり、測定指標2～4の全体を見て、それを総合評価して、測定指標1の評定をしているということでございます。

○白石座長

個別が3つで、そのうち、1つが「○」、もう一つは「△」、そのほかにもあるのかも知れませんが、その3つの「○」と「△」を総合すると、測定指標1は「○」という御説明でしょうか。

○山寄参事官

具体的には、測定指標2～4は、「△」、「○」、「－」でございますけれども、先ほどの説明の中で申し上げましたとおり、今の廃棄計画上、令和9年中に廃棄処理を完了することといたしております。現状のペースで令和9年まで処理を続けていけば完了するだろうと見込んでございますので、そういった意味では、順調に進んでいるということで、測定指標1について「○」とさせていただきます。

○白石座長

国際的に重要な課題に対して、順調に事業を進めていただいている点を理解しました。ありがとうございます。

私ばかりが質問して、申し訳ございません。先生方、いかがでしょうか。

横田委員、お願いいたします。

○横田委員

順調に進んでいることは理解しました。

以前、御説明いただいたときに、新たにまた今後砲弾が発見される可能性はあるとおっしゃっていたかと認識しております。その場合は、目標値が上振れをするという見方をしたらいいのか、現状も含めて、最近の動向を踏まえて、そういった可能性があるのか、もしそうなったときに、年度が延びるのか、今のままの期間内に対応ができそうという認識をされているのかということをお伺いできればと思います。

○山寄参事官

ありがとうございます。

ここは非常にややこしいところございまして、2022年、令和4年末までに、化学兵器禁止機関に報告したACWについて全て廃棄処理を完了する、それに加えまして、ハルバ嶺は、先ほど2つの穴に中国側が砲弾を埋めたと申しあげましたけれども、これも全部掘り出した上で、令和9年中に廃棄処理を完了する、これが現行の廃棄計画でございます。この数値目標は、ハルバ嶺は掘ってみないと最終的に幾つ出てくるか分からないのですけれども、ある意味、ターゲットは決まっているわけです。他方で、2023年以降、新しく発掘されて、新たに化学兵器禁止機関に申告するものについては、現行の廃棄計画のターゲットにはなっていないということでございますので、もちろん各年度の廃棄処理の中で余裕があれば対応していくこともあり得るのですけれども、まずは現行の廃棄計画で定められた2022年末までに申告したACWについて廃棄処理を完了することを優先したいと思っています。もしかすると、2027年よりも後に廃棄処理を行うことになるかもしれませんが、ここは、今後の事業の進捗状況を見ながら、中国側とも協議をしながら、廃棄処理をなるべく早く進めていきたいと思っていますところでございます。

○横田委員

御説明をありがとうございました。

○白石座長

ありがとうございます。

本件についても、佐藤主光委員からコメントをいただいておりますので、事務局、御紹介をお願いします。

○入野課長補佐

それでは、佐藤主光委員からのコメントを御紹介いたします。

コメントは、1点です。

令和5年度までの予算の執行率が低いことが気になります。令和5年度は、当初予算も消化できていない中で、補正予算も加わって、予算全体が増額されました。予算規模の妥当性について改めて検証したほうが良いかもしれません。

○白石座長

それでは、事務局、お願いします。

○山寄参事官

ありがとうございます。

非常に厳しい御意見をいただいたかなと思っています。まず、令和3年度、令和4年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大がございました。これによって、事業

を一部中止したといった影響がございました。そういったことのために、執行額が、それぞれ、こちらの書面に書いております、439億円、497億円になってございます。令和5年度につきましては、ハルバ嶺事業におきまして、危険廃棄物処理設備の稼動を開始する予定だったのですが、運転開始が遅れてしまったということがございました。それ以外に、移動式処理事業におきまして、高機動型移動式処理設備を新しく造って、その処理は昨年度内に運転開始する予定で進めていたのですが、諸事情によりまして、開始できなかったということがございました。この事業は中国において行うということでございますので、中国の関係部署との協議や調整を日々やっているわけでございますけれども、これに時間を要しまして、結局、事業が今年度に延期になったことによりまして、令和6年度に173億円の繰越しをいたしております。そういったこと等のために、執行額が443億円となっております。御指摘の点は我々もよく考えているところでございまして、今後とも、適切な予算措置に向けて、財政当局と協議を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○白石座長

御説明をありがとうございました。

コロナで少し事業の進捗状況が遅くなったというところですが、コロナも明けたというところで、これからまたさらにスピードアップをしていくのかなと思いました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、遺棄化学兵器処理担当室様、ありがとうございました。

続いて、重要土地担当より、御説明をお願いしたいと思います。セッティングが終わりましたら、御説明をスタートしてください。よろしく申し上げます。

#### ○小松参事官

内閣府重要土地担当参事官の小松でございます。今日は、よろしくお願いいたします。

それでは、令和5年度の実施策に関する政策評価、重要土地部分でございます。

おさらいでございますが、我々の法律は、令和3年に成立いたしまして、令和4年以降に施行されてきたところでございます。他方で、法律を施行するに当たって、この重要施設、国境離島に対する機能阻害行為、言ってみれば、例えば、自衛隊施設のレーダーを妨害するとか、いろいろなことが考えられるのですが、そういった機能阻害行為を防止していくことが我々の法律に課された目的でございまして、それによって、こちらに書いてございます達成すべき目標としての国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に寄与していくというところでございます。

中目標といたしましては、重要施設や国境離島等の機能の阻害に関する行為を防止し、重要施設等の機能を維持する、もう一つが、国民や地方公共団体等における制度の理解を



醸成していくというところでございます。

令和5年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、令和4年9月から本格的に法律が施行されまして、その後、先ほど申し上げた、重要施設、国境離島について、まず、区域を指定する。この我々の法律は、区域を指定しませんと、我々が、調査をする、規制をするといったことができませんので、土地等に関する審議会でも毎回御議論していただきながら、その区域を指定するという作業を進めてきたところでございます。こちらの令和5年度の施策は一部が令和6年度に実態としては入ってしまっているのですが、本年5月までに、全国の区域、重要土地等調査法に基づく区域について、全体指定ということが、今想定しているものは完了するというところでございます。令和5年度に関しては、こちらに書いてありますとおり、審議会を6回開催して525か所の区域指定を行って、そのうち、341か所については、実際に施行されたところでございます。残りはどうなったかという、先ほど申し上げたとおり、令和6年度になってから施行されて、今、一通り作業は完了したところでございます。区域を指定した後、どうなるかという、特別注視区域といった一部の区域につきましては、土地の取引をされた方は事前の届出が必要になってくるということで、そういった届出業務が発生する、指定された区域内で機能阻害行為を防止するために、状況を把握するための土地等利用状況調査といったものを、今、我々は実施しているところでございます。こういった土地等利用状況調査などを実行たらしめるためのデータベースを構築していくシステムの整備事業を並行して進めていて、これを国民の方にも効果的に見ていただけるようなウェブサイトの構築作業を進めていて、今、それが最終段階にあるところでございます。重要土地等調査法に基づく施策、届出、こういった規制がかかってくるのか、こういった場所が区域の規制の対象になっているかということ、ホームページで掲載するとともに、関係自治体、区域が所在する自治体の皆様をお願いいたしまして、リーフレットやチラシなどを配布していただくといった施策を取ってきているところでございます。

予算につきましては、こちらに記載のとおりでございます。

指標のところでございますけれども、最終目標、中目標、これは先ほど申し上げたとおりでございます。

参考指標のところ、例えば、参考指標1については、区域指定の実施件数が、令和5年度は341、届出につきましては、今、精査中でございます。参考指標3の勧告・命令は、機能阻害行為があった場合あるいはそのおそれが明確な場合に出すわけですが、今のところ、0件でございます。審議会の回数は、6回でございます。次のページでございます、参考指標5のシステムの開発につきましては、当方のシステムは、既にシステム自体は運用しているところでございますけれども、今年、令和6年度からバージョンアップをして、例えば、国民の皆様が住所を入れれば区域がどこかということが分かるようなサービスを始めるべく、昨年、ずっと準備してきまして、今年、適切なタイミングで、それをスタートするというところを進めてきているところでございます。

国・地方公共団体における制度理解の醸成ということで、リーフレットにつきましては、11万部、作成いたしました。これを区域が所在する都道府県・市町村の皆様にご配布をお願いして広報活動を図るとともに、ホームページのアクセス数が、今年は、1日平均295件でございました。

評価の結果といたしましては、測定指標1について、区域指定の現在予定されているところを一通り終えて、実際に、調査のフェーズ、本格的なフェーズに入っていたということで、着実に進展しております。測定指標2についても、リーフレット等々、様々な施策を通じて、ホームページのアクセス数など、一定の理解が進んだのではないかと考えているところでございます。

分析といたしましては、評価指標1については、民間委託も効率的に活用して、実際に目標達成ができたということ、こちらのホームページのアクセスについても、その都度、いろいろとやってきた結果であったと認めているところでございます。

次期は、引き続きこういった取組を推進していきたいと考えているところでございます。説明としては、以上でございます。

#### ○白石座長

御説明をありがとうございました。

それでは、御質問、コメントをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

#### ○伊藤委員

御説明をありがとうございました。

測定指標1について、お伺いしたいのですけれども、まず、重要土地に該当するものの指定が一通り終わると、その後は、この件数はなくなっていくという理解でよろしいのか。例えば、令和6年度ぐらいまでは、ある程度、指定が続くと思うのですけれども、それ以降は年間の件数はそんなになくなるというイメージで捉えてよろしいのかどうかということが、1つです。

もう一つは、これは本筋から外れるところだと思うのですけれども、参考指標2で届出の件数があるわけですが、政策の目的に照らすと、例えば、本来届出をしなければいけないのにそれをしていないものを防ぐといいますか、きちんと対象となる土地の取引については届出をしていただくということを守っていただくことが、多分政策の一番重要な目的だと思うのです。そうしたときに、これは非常に難しいと思うのですけれども、そういった届出を逃れるようなことがないようにするというのを、何らかの指標なり対応ができるのかどうか、これはかなり難しいと思いますけれども、お考えをお聞かせいただければと思います。

○白石座長

重要な点ですね。

担当、よろしく申し上げます。

○小松参事官

御質問をありがとうございます。

まず、1点目の御質問でございますが、参考指標1の区域指定に関しては、先ほど申し上げましたとおり、現時点で想定されているものは、一通り、今年の5月で完了したところでございますので、令和6年度は、一定数、その差分は出てまいります、それ以降は、そんなに大きな数字は、今のところ、想定されません。他方で、防衛施設とか、報道とかでもよく出ていますけれども、今、防衛力強化ということで新しい施設が造られ、米軍関係ですと返還も含めていろいろな議論があり、安全保障環境が変わってくれば、そもそも指定の考え方自体を変えなければいけないケースも出てくると考えております。現時点で想定されているものが大体580か所ぐらいなのですけれども、そういったものについては一通り終わったということでございますが、他方で、今のところ、ここから先、これまでのようなすごい数が出てくるという見積もりはないですけれども、他方で、状況に応じたものは出てくると考えているということが、1つ目の御質問への回答かと思っております。

2つ目ですけれども、届出につきまして、未届の問題は当然あると我々は思っております。当然、届出は何のためにやっていただくかという、我々が、機能阻害行為を防止していく、あるいは、その兆候を把握していくためにやっているものでございますので、その未届分については、我々としても、例えば、ほかの公簿、例えば、登記簿等々との整合性を確認しながら、一定のレベルでは把握していこうと思っているところでございます。他方で、その数字をどこまでどのように外に言うかといったところは、ある意味、調査の手のうちに関わってくるところでございますので、委員が御指摘になったように、それを目標の指標にできるかという、少し難しいということは、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○白石座長

ありがとうございます。

続いて、佐藤徹委員、御質問をお願いします。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。佐藤です。

測定指標2に関して、何点か、御質問いたします。

ホームページアクセス数が国民における制度理解の醸成を図るための指標になっておりまして、まず、目標値の137は1日平均の件数で、恐らく年間だと5万件というものを基に算出されたのだらうと思いますが、5万件はどのように算出されたのか、その根拠を教えてくださいたいと思います。

続いての質問は、令和5年度実績では既にその137件を大きく上回っておりますが、目標値に関しては、令和9年度まで、同じ137件が続いている。現状維持というか、横ばいだと設定されております。既に目標は達成しておりますけれども、この点、見直しなどはされないのか。そもそも、この目標値を設定した段階で、どうして現状維持とされたのかということですか。

3点目なのですが、これはあくまでもホームページのアクセス数ですので、国民が制度をどの程度理解しているかまでは分からないはずなのですね。制度理解の醸成という目標が立てられていますから、今後、制度の理解についての測定を行う予定はないのでしょうか。

以上でございます。

○白石座長

担当、御返答をお願いします。

○小川参事官補佐

まずは、1点目、基準値について、考え方の根拠ということで、お答えさせていただきます。こちらは、年間5万件というところだったのですが、令和4年度につきましては、我々の先ほどの説明の中でも令和4年9月に法律が完全施行されたということで、こちらの段階でホームページもできているところでございます。そのため、令和4年度の9月から3月まで、半年間ぐらいで、年間で大体それぐらいであって、ただ、それだと、令和5年度以降と比べると基準の期間が異なってしまうので、1日平均という形、このような形で置かせていただいたということが根拠でございます。

○小松参事官

続けて、2つ目以降の御質問でございます。

まず、3つ目の御質問になってくるかと思うのですが、我々がホームページのアクセス数を重視させていただいている一つの考え方として、ホームページの中には、我々の制度、実際の区域、機能阻害行為はどんなところが想定されるのかといった基本的な情報が、一通り、しっかりと入っている。特に区域に関して申し上げますと、リーフレットでも、別途、我々は広報をやっているのですが、実際にどこが区域として入っているのか、自分の家が入っているのか、あるいは、取引しようとしているところが入っているのかどうかということは、ホームページを見ないとなかなか分からないといったところも

ある。そういった分かりやすさを追求して、きちんと理解していただくとということの付随的な手段としては、先ほどシステムのところでも少し御紹介させていただきましたけれども、住所を打ち込めばそれが区域の中に入っているかどうかということなどが検索できるようなウェブの地図みたいなものも、併せて、今年度、しかるべきタイミングで、スタートをさせていきたいと思っているというところでございます。そういった意味で、こういった非常に情報が集まっているホームページへのアクセスが、ある意味、一つ、有効な手段だと我々は思って、国民の方に認識していただく手段だと思っていて、そこへのアクセス数を設定させていただいているところでございます。

数字の横置きに関しましては、我々は、当然、施策を進めていって、これが増えていくことが、望ましい、あるべき姿だと思っているわけではございますが、今回、増えているのは、この区域の指定のあったタイミングでアクセス数が増えるといった要素も恐らくあるのかなと思っています。我々としては、こういった昨年の実績、今年、今後、起こっていく実績とかをよく見ながら、この先をどうしていくかということ、数字といったものは、考えていく必要があるのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

ホームページを閲覧された国民の方と一般の国民の方は分けて考えたほうがいいのかなと思うのですね。中目標2は、ホームページにアクセスをされた方だけではなくで、恐らく国民全体がこの制度に関してどれだけ理解されているかということを期待されているのだらうと思いましたがけれども、今の御説明ですと、制度の理解に対して、どの程度進んでいるかどうかということは、今後、御検討は特にされないという理解でよろしいでしょうか。なかなか難しいかも分からないですね。

#### ○小松参事官

我々としては、単純にアンケートを取って、あなたは土地法を知っていますかと、イエスカノーで答えていただいても、それをもって制度の理解が進んでいることになるのかということでございます。我々としては、こういった施設に少しでも関係するような国民の方を中心に、しっかりと、この制度の背景、実際にどこが区域指定されているのかといったところも含めて、御理解していただくことが重要だと思っているということございまして、それでホームページを我々の一つの指標とさせていただいているところでございます。

#### ○佐藤（徹）委員

御説明をありがとうございました。

○白石座長

荒見委員、お願いいたします。

○荒見委員

ありがとうございます。

私も、今の佐藤先生の3点目と全く同じところで、意見としては同じなのですが、今の御説明だと、かなりよく制度を理解していなければいけないというところを目標にしているように感じたので、そうだとすると、この中目標だと適切ではないのではないかと思いました。佐藤先生もおっしゃっていたのですけれども、まず、一般的にその制度の存在そのものを知っていることを目標にするのか、その制度の背景までの深い理解を目指してホームページアクセス数を指標にするのかということころは、はっきりと分けたほうがよくて、もし後者でいきたいということであれば、中目標の表現を「より深い理解の醸成」のような形にしたほうがいいのではないかなと、お話を聞いていて、思いました。

○白石座長

担当、いかがでしょうか。

○小松参事官

ありがとうございます。

すみません。この書き方につきましては、これまでの議論の中でこういう形で設定されたということではございますが、我々が現にやっていることが、こういったリーフレットの作成をし、それを通じて、各自治体の方に、例えば、ビデオ会議で説明したり、そういった自治体の方から、またさらに各住民の方に対する広報をするために、リーフレットを窓口に置いていただいたり、そういったところを組み合わせ、やっていっている。我々としては、最終的には、こういった各施設に対する機能阻害行為が我々の法律によって規制されているということと、それが自分の生活なりとどのように関係してきているのか、具体的には、区域との関係とかということころでございますので、今、そういった施策を中心にやっていて、その一つの指標として、このホームページへのアクセスは非常に効率的に我々で把握できる数字でございますので、設定させていただいているところでございます。

○白石座長

それでは、佐藤主光委員のコメントの御紹介をお願いいたします。

○入野課長補佐

御紹介いたします。

今いただいていた御意見や御議論と重なる部分もあるかと思いますが、2点、申し上げます。

1点目、重要土地等調査法の運用状況について、参考指標にある区域指定の実施件数などは、アウトプットであって、アウトカムになっていません。土地利用の適正化や問題の把握などの実態をベースにしたアウトカム指標があってしかるべきかと思います。

2点目です。国民や地方公共団体等における制度理解の醸成ホームページアクセス数を測定指標とするのはいかがかと思います。障害者施策にあるような国民調査をベースにして、認知度を測るのが良いかと思います。

○白石座長

後者については何度もお答えされているような気がしますけれども、アウトプットとアウトカムはいかがですか。

○小松参事官

ありがとうございます。

こちらの区域指定については、確かに、まず、一義的に、我々の調査の対象とする施設、その周辺あるいは国境離島がどこなのかということ指定するものでございまして、重要土地法に基づいて、我々は、その先、土地等利用状況調査を行っていく。佐藤委員のおっしゃられているこの実態は、土地等利用状況調査の中身ということに恐らくなってくるのかなと思っております。土地等利用状況調査は、実際に機能阻害行為のリスクがどれだけあるのか、あるいは、それに関わるような土地の所有の状況を把握していくといった、極めて安全保障に直結する内容でございますので、なかなかその内容をここに指標として書くことは難しいという中で、今回、今の枠組みの中ではこういった形で指標を指定させていただいている、まずは、こういった外見的にどこが対象となっているかというところを指標とさせていただいているというところでございます。

○白石座長

ありがとうございます。

この事業は、言ってみれば、きっとスタートアップみたいなところですね。法律ができて、ホームページができて、周知等、初めの段階にあると思います。特に、測定指標2に関しては、いろいろと御意見がありましたので、今後、様々に御工夫いただけたらと思います。

もしよろしければ、以上で重要土地担当からのヒアリングを終了としたいと思います。

ありがとうございました。

次は、健康・医療戦略推進事務局より、御説明となります。

それでは、御説明をよろしく願いいたします。

○日野参事官

内閣府健康・医療戦略推進事務局参事官の日野と申します。よろしくお願いたします。

私からは、医療情報の次世代医療基盤法の関係で、御説明さしあげたいと思います。

資料1の9ページを御覧いただければと思います。こちらが、次世代医療基盤法の政策評価書になります。

次世代医療基盤法は、2018年から施行されている法律の制度でございます。中身は、医療のビッグデータの利活用を進めて、先端的な研究開発・新産業の創出を図っていこうといった法律でございます。医療情報は、個人情報保護法上は、原則、同意を取らないと、第三者に情報提供できない、同意を取らない場合でも、学術例外や公衆衛生例外は若干ありますけれども、なかなか研究開発に使いにくいということもあって、私どもの次世代医療基盤法は、丁寧なオプトアウトの仕組みに基づいて、医療ビッグデータを集めて研究開発を進めていくといった観点からできた法律になります。

上から4番目の欄に、施策の概要がございます。令和5年度に実施した具体的な取組がございますが、昨年、法律を改正したところでございます。匿名加工医療情報に加えて、仮名加工医療情報といった仕組みを創設したところでございまして、2つ目のポツにあるとおり、その改正法を今年の4月1日に施行したところでございます。それに伴いまして、政省令、ガイドライン等々の改定を行ったといった状況でございます。3つ目のポツにありますとおり、予算を使いまして、広報・啓発活動をやっております。

その下の欄にございますが、大体毎年1億円強の予算をいただいて、令和5年度については、1億円程度の執行を行ったところでございます。

その下、施策目標がございます。

先ほど申し上げたとおり、健康・医療に関する先端的な研究開発・新産業の創出が促進されるということを最終アウトカムに置きました。

中目標については、1つ目は、匿名・仮名加工が適正に行われる。その参考指標として、こちらは3でございますが、認定作成事業者の数と、有識者・実務者会議の開催数を置いているところでございます。

次に、中目標2が、その下でございます。新たな利活用分野が発掘される、研究を行う利活用者が増加するというところを中目標にして、その測定指標として、利活用件数をお示ししているところでございます。令和5年の段階では、今、40件になってはいますが、これは累積の数字でございます。今、匿名加工医療情報のみの段階ですが、40件になっております。その下に、参考指標として、事業者に対する説明会の回数が、25回。

次の10ページに行ってくださいまして、中目標3でございます。医療機関から、医療情報、電子カルテのデータ等をもたらすことになるのですが、こちらは、それぞれの作成事業者と医療機関が契約を結んでやる、義務づけではなくて、あくまで契約でやるということになっております。この情報を提供いただく医療機関を「医療情報取扱事業者」といいますが、この数を増やしていくことと情報の件数を増やすことを目標にしています。



測定指標 2 としては、医療機関等の数を、足元、令和 5 年度で120と設定して、実績としては119件、そこから毎年10件ずつ増やしていくことを目標にしております。その下の測定指標 3 の医療情報の収集規模ですが、令和 5 年度の目標が340万、実績が364万人分になっています。毎年80万人ずつ増やしていくという目標にしております。参考指標 3 といたしましては、医療機関・自治体等に対する説明会の回数で、令和 5 年度の実績は 9 件になっています。

中目標 4 でございます。国民・患者の理解の増進でございますが、住民説明会の回数、コールセンターへの問合せ件数を置いているところでございます。

その下に、評価結果がございます。施策の分析、2つ目の欄のところでございます。まず、中目標 1 でございます。令和 5 年度の認定作成事業者の増加はなかったところがございます。中目標 2 は、利活用の件数でございます。単年度でカウントをすると、令和 4 年度は15件、令和 3 年度は 6 件、令和 2 年度は16件になっておりまして、少し凸凹はありますけれども、着実に増加しているところでございます。中目標 3 は、医療機関の数も増えたということもあって、医療情報の件数も増えているところでございます。

その下に、次期目標等への反映の方向性がございます。中目標 1 については、改正法が施行されましたので、申請の増加が期待されるところでございます。着実に対応していきたいと考えております。また、中目標 2 と 3 は、医療機関と医療情報の件数を増やしていくことを目標に掲げていきたいと思っております。その下に、なお書きがございます。先ほども申し上げたとおり、今年の 4 月 1 日から、改正法が施行されて、仮名加工医療情報が追加されたところでございます。こちらについても、指標・目標値について、組み込んでいかなければいけないということで、その目標値等々を再考していく必要があるかと思っております。また、中目標 2 の利用件数につきましては、先ほど申し上げたとおり、累積の件数になっております。過去 3 年間で平均12件増加していると考えますと、私どもとしては、目標値について上方修正を検討することが必要かなと考えているところでございます。

私どもの説明は、以上になります。

#### ○白石座長

御説明をありがとうございました。

委員の先生方から、御意見、コメント、御質問をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

荒見先生、お願いします。

#### ○荒見委員

御説明をありがとうございました。

まず、1 点目、気になったのですけれども、中目標 1 と中目標 4 に関しては、アウトカ

ム指標がないということですが、匿名・仮名加工が適正に行われているかどうかについて、国民にきちんと理解されることが、特にこの施策だとかなり大事だと思うのです。測定指標を設定していないのはなぜかということが、1つ目の質問です。

2つ目は、一応それぞれ参考指標はあるのですけれども、特に、中目標1に関しては、認定事業者数の数や実務者会議の開催数だけだと、アウトプットの段階で、その事業者の認定・監督指導に関しての指標としては、あり得るかなとは思いますが、アウトカムとして適正に行われているのか、についてはこれでは参考指標としてでも少し弱いのではないかと思います。例えば、抜き打ちで匿名加工・仮名加工がきちんとできているのかを調べるなど、少なくとももう少し実効性のありそうな指標がないと、国民の側としては少し不安に思うのではないかと感じたのです。それが、2点目になります。

○白石座長

お願いいたします。

○日野参事官

御指摘をありがとうございます。

まず、1点目、中目標1と4につきまして、測定指標がないという御指摘でございます。確かに、御指摘のとおり、中目標1と4については、測定指標を設定してはございません。私どもとしては、どのような測定指標がいいのか、検討は進めたのですけれども、なかなか適切に表せるようなものがなかったということで、今のような状況になっております。今の御指摘も踏まえまして、どのようなものが考えられるのか、再度検討させていただきたいと思っております。

○荒見委員

ありがとうございました。

制度の理解としては、適切ではないかもしれないのですけれども、それこそアンケートを少しやってみるなど、さっきの話でも出ていたのですけれども、それぐらいでも、何かせめてやったほうがいいのではないのでしょうか。広報と周知の両方を兼ねるかと思うので、アンケートを取るぐらいでもいいのかなと思います。

○日野参事官

ありがとうございます。

○白石座長

ほかにいかがでしょうか。

佐藤徹先生、お願いいたします。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございます。

測定指標 1、利活用件数に関して、質問なりコメントをしたいと思うのですが、ロジックとしては、医療情報等を利活用する、その結果として、最終的なインパクト、先端的な研究開発及び新産業創出が促進されるということなので、先ほどの御説明の中にあつたかもしれないけれども、単純に、その利活用をしたからといって、それが、イコール、研究開発や新産業の創出につながるわけでもなくて、そのうちの一部が恐らくそういったところに結びついていくのだらうと考えられます。今は始まったばかりということもあるのでしょうけれども、今後、利活用をしたところに追跡調査などをかけてみて、それが研究開発や新産業創出にどのように結びついたかということ調査される予定がおりなのでしょうか。ぜひそういったことも考えてみてはいかがでしょうかということです。

以上です。

○白石座長

お願いいたします。

○日野参事官

ありがとうございます。

私どもとしても、最終的には、先端的な研究開発が行われ、新しい薬ができるとか、新しいサービスが生み出されるとか、そういったところを目指しているところでございます。そういったところについては、匿名加工や仮名加工をしていただく作成事業者が、利用される方と常にコンタクトを取って、そこで研究内容とかを審査する仕組みになっていますので、そういったところを通じて、どこまで進んでいるのか、私どもの研究開発がどういう状況にあるのか、作成事業者の方々と密接に連携することによって、しっかりと進捗状況を把握していきたいと思っております。

○佐藤（徹）委員

ありがとうございました。

○白石座長

それでは、佐藤主光委員のコメントをお願いいたします。

○入野課長補佐

それでは、佐藤主光委員からのコメントを御紹介させていただきます。

コメントは、1点です。

匿名加工医療情報等の利用促進に当たってのボトルネック、手続の煩雑性や個人情報保

護の過度な要請、医療機関ごとのローカルルールなど、そういったボトルネックを検証する仕組みも必要かと思いとコメントをいただいております。

○白石座長

事務局、御返答をお願いいたします。

○日野参事官

ありがとうございます。

私どもといたしましては、匿名加工・仮名加工をする事業者の方々と、今、月1で定期的に会合を行っています。今回の仮名加工医療情報で、薬事承認とか、そういった道が開かれることになったので、研究開発をしていただく製薬・医療機器メーカーの方と、行政、厚生労働省みたいな監督官庁、私ども、作成事業者の方々を含めて、利活用を進めるための研究といいますか、打合せを随時行っているところでございます。そういったところで、いただいたような、ボトルネックは何なのかといったところはよく議題として上がってきますので、しっかりと把握をしながら、もちろん個人情報に配慮しながらでございますけれども、利活用が進む方向で運用をしていきたいと思っているところでございます。

○白石座長

御説明をありがとうございました。

ボトルネックを解消するという方向性は関係者の皆様で出していただいているということで、御説明いただきました。

本件につきまして、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、健康・医療戦略推進事務局からのヒアリングは以上で終了としたいと思います。

御説明をありがとうございました。

そういうことで、5つ、全て、ヒアリングは終わりました。ありがとうございます。

改めまして、今回の議題全般につきまして、御意見、コメントがありましたら、お願いしたいのですが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、意見等はなしということで、今後なのですけれども、先生方から様々な御意見等をいただきましたけれども、当懇談会としての意見の取扱いにつきましては、恐縮ですが、座長の私に御一任いただくということで、事務局と相談して修正をしていくことにしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○白石座長

異議はないということで。ありがとうございます。

それでは、以上で議事は終了いたします。

事務局にお返しします。

○盛谷政策評価広報課長

皆様、本日は、どうもありがとうございました。

今日、5つの施策が終了しましたけれども、残り4つほどございまして、また来週、6月24日、月曜日、お時間をまた頂戴いたしまして、引き続き政策評価書につきまして御議論いただく予定でございます。詳細につきましては、また追って御連絡申し上げたいと思います。

それでは、以上をもちまして、本日の懇談会を終了いたします。

ありがとうございました。

(以 上)